

平成31年第3回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年3月6日(水)
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員12名)
1番 古川 憲吾 2番 河井 孝之 3番 中田 安義
4番 黒田 球貴 5番 中山 誠治 6番 岩木 國明
7番 梶原 安行 8番 岡 真由美 9番 是佐 恵美子
10番 木浦 紀幸 12番 山田 政則 14番 河野 義刀

(推進委員11名)
登 宏太郎 岩本 博志 岡村 昭男 新竹 睦男 堀田 良昭
土谷 基治 三田 邦男 神鳥 正貴 松井 祥壯 正木 カズヨ
倉本 良夫
4. 欠席委員(2名)
11番 榎本 健児 13番 沖村 弓枝 推進委員 吉田 雅子
推進委員 平尾 和彦
5. 議事録署名委員
9番 是佐 恵美子 10番 木浦 紀幸
6. 会議に出席した委員以外の者
なし
7. 服務のため出席した者
農業委員会事務局長 松田 成基
局長補佐 齋藤 千文
主 事 武田 枝梨加
(佐伯支所) 主 査 西田 昭子
(吉和支所) 専門員 西本 真
(大野支所) 主 査 小林 公明
(宮島支所) 主任主事 佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
(1) 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(2) 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3) 議案第 9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(4) 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について

《報告事項》
(1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお祈いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、平成31年第3回廿日市市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員12名、欠席2名、沖村職務代理者は、東京へ出張しています。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、9番是佐委員、10番木浦委員のご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。</p>
事務局	<p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号7番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、番号3番から6番を先に審議をさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、3番から6番について、説明させていただきます。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は2ページに総括表、3ページから5ページに内訳を載せております。位置図は1ページ、2ページになります。</p> <p>番号3番、4番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在は、浅原字下保曾で、登記地目は田並びに畑です。関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>面積は13筆で、8,847平方メートルで、利用目的は畑です。公告日から平成32年3月31日までの賃貸借の再設定を行う</p>

ものです。

次に、番号5番、6番は、同じく利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在は、玖島字上吉末、下吉末で、登記地目は田です。

関係者は、議案に記載のとおりです。

面積は4筆で、6,064平方メートルで、利用目的は田です。

公告日から平成38年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

いずれも、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号3番から6番について、説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いいたします。

古川委員、お願いします。

1番委員

1番の古川です。番号3番、4番は、利用権の設定者が同じでございますので、一緒にご報告をいたします。3番、4番ともに、2月18日に正木推進委員と事務局2名で現地確認を行いました。受ける方、〇〇さんについてですが、今回事案の農地で主にジャガイモ、ニンジンの輪作を行っています。地図1ページをご覧くださいれば分かると思いますが、かなり広い農地であり、一括で借りて耕作されているという状況です。ここで、何年もジャガイモとニンジンを作付し、ジャガイモについては、ポテトチップスに加工して販売しています。調査に行ったときは、ニンジンの収穫が終了した状態でしたが、適切に管理をされておりました。今朝も見ましたが、耕運されて、次のジャガイモの植え付けに入られる様子で、準備が進んでいる状況でした。今回は、再設定であり、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長

続きまして、5番、6番を梶原委員、お願いします。

7番委員

7番、梶原です。5番、6番につきましては、受け手が同一でございますので、あわせてご報告申し上げます。1月21日に平尾委員と私と事務局2名で確認に行きました。この件につきましては、吉末地域で策定した人・農地プランの経営体が、この法人であり、その法人に集積されるので、何ら問題はないと思っております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長	<p>それでは、これについてのご意見、ご質問等があればお伺いをいたします。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番から6番について、承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番から6番について、承認することに決定をいたします。</p> <p>それでは、次の議案に入りますが、木浦委員、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号7番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号7番について、説明させていただきます。</p> <p>番号7番、農地の所在は、栗栖字神堂河内で、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>面積は1筆で、617平方メートルで、利用目的は畑です。</p> <p>公告日から平成35年12月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>関連案件として、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号25番がありまして、経営面積は合わせて10アールを超えております。</p> <p>地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号7番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いします。</p> <p>神鳥委員。</p>

神鳥推進委員	<p>推進委員の神鳥です。7番について、〇〇さんから〇〇さんの利用権設定を説明いたします。平成31年2月13日、黒田委員と私と事務局2名とで現地調査を行いました。貸し手〇〇さんは、広島市内に住んでおり、農作業に通うことが難しく、耕作が困難な状況です。近隣の〇〇さんに耕作してほしいと希望されており、現在も借り手の〇〇さんが菜園として利用されています。周辺農地の影響も考えられず、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。申し遅れましたが、地図は3ページです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号7番について、承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号7番について、承認することに決定をいたします。</p> <p>木浦委員、お入りください。</p>
	<p>＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、次に、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号25番、36番から38番については、議席番号10番の木浦委員に関係する案件のため、番号15番を先に審議をいたします。</p> <p>それでは、番号15番について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号15番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページに総括表、7ページに内訳を載せております。位置図は4ページになります。</p> <p>番号15番、農地の所在は、峠字八幡原で、登記地目は畑です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由については、譲渡人は遠方のため耕作が困難で、</p>

譲受人は経営規模を拡大するもので、無償の所有権移転です。

譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。

以上で、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号15番について、説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いします。

三田委員、お願いします。

三田推進委員

推進委員の三田でございます。説明をいたします。ページは7ページの15番、それと地図につきましては4ページの15の着色部分を見ていただきたいと思います。場所は、主要廿日市線佐伯線、県道30号線で、左斜め下が佐伯工業団地になっています。2月18日に河井委員、土谷推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行っております。まず、譲渡人の〇〇夫婦は、地元に住んでいないため、管理が難しいという理由で、譲り渡すものです。譲受人の〇〇さんは、近くに住み、農業も行っており、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

これについてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんか。

《委員より異議等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号15番については、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号15番については、許可することに決定をいたします。

次、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号25番、36番から38番について議案としますので、木浦委員、退席をお願いいたします。

=木浦委員 退席=

議長	<p>それでは、番号 25 番、36 番から 38 番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 25 番、36 番から 38 番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 7 ページから 9 ページ、位置図は 3 ページ、それから 5 ページから 7 ページになります。</p> <p>番号 25 番、農地の所在は、栗栖字隅河内で、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由については、譲渡人は、譲受人の希望による譲り渡しで、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるため経営規模を拡大するもので、無償の所有権移転です。</p> <p>先ほどの、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の番号 7 番の関連案件です。</p> <p>次に、番号 36 番、農地の所在は、津田字諏訪で、登記地目は畑並びに田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由については、譲渡人は、仕事の都合により耕作が困難で、譲受人は、自宅に近く便利であるため新規に就農するもので、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号 37 番、農地の所在は、河津原字上中山谷で、登記地目は畑並びに田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由については、譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、譲受人は、自宅に近く便利であるため経営規模を拡大するもので、無償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号 38 番、農地の所在は、友田字乙丸で、登記地目は畑並びに田です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由については、譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、譲受人は、自宅に近く便利であるため経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転です。</p> <p>いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 10 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 25 番、36 番から 38 番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いするのですが、その前に地元地区委員の意見をお伺いします。</p>

<p>神鳥推進委員</p>	<p>25番は、神鳥委員、お願いします。</p> <p>推進委員の神鳥です。25番について、説明をいたします。2月13日、黒田委員、私、事務局2名で現地調査を行いました。譲渡人、〇〇さんは、広島市内在住で、農作業に通うことが難しく耕作が困難であり、親戚である〇〇さんに譲り渡したいと希望されています。譲受人〇〇さんは、自宅の隣地で耕作に便利のため、譲り受けて耕作したいとのこと。周辺農地への影響も考えられず、適切な所有権移転と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、36番を黒田委員、お願いします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>4番の黒田です。2月19日に河野会長、事務局2名、私で現地確認を行いました。場所は、別府の工場があるのですが、その山手側の県道を挟んだ場所になります。地図は5ページです。</p> <p>3条有償移転ですが、家と農地を一緒に買われるということで、家の周辺でもあり、他の農地に影響なく農作業ができるものと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、37番と38番を土谷委員、お願いします。</p>
<p>土谷推進委員</p>	<p>推進委員の土谷委員です。37番について説明します。2月18日に河井委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。この農地は、〇〇さんが10年前から無農薬で水稻を作っておられましたが、高齢のため耕作が難しくなり、親戚の〇〇さんに引き継いだものです。この農地は、親戚の〇〇さんの家の近くにあり、水稻を作るのに別に問題はないと思いますし良い事だと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>38番について説明します。これも2月18日に河井委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。〇〇さんは、高齢でもあり、約1年前から入院中です。農地は、譲受人の〇〇さんの自宅の隣で、畑作を継続されるので、何ら問題がないと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、25番、36番、37番、38番について、それぞれの委員から説明がありました。これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんか。</p> <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号25番、36番から38番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>

議長	<p>異議なしと認め、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 2 5 番、3 6 番から 3 8 番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>木浦委員、お入りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 1 0 ページから 1 2 ページ、位置図は 8 ページから 1 3 ページになります。</p> <p>番号 1 番、農地の所在は、宮島町字杉之浦の第 2 種農地です。</p> <p>登記地目は畑で、面積は 2 筆で、2 8 4 平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、庭敷地として利用するための申請です。</p> <p>次に番号 2 番、農地の所在は、同じく宮島町字杉之浦の第 2 種農地です。</p> <p>登記地目は畑で、面積は 2 筆で、3 7 0 平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、資材置き場として利用するための申請です。</p> <p>これにおきましては、譲渡人の先代が農地転用の手続を行わずに、入り口に鹿よけではないようなフェンス等を設置しておりましたので、始末書を提出していただいております。</p> <p>次に番号 2 6 番、農地の所在は、河津原字下中山谷の第 2 種農地です。</p> <p>登記地目は田で、面積は 3 筆で、1 , 4 3 6 平方メートルのうち、7 6 2 . 8 9 平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、資材置き場及び事務所として利用するための申請です。</p> <p>この案件は、平成 2 8 年 3 月の総会において 3 年の一時転用の許可を行ったもので、今回、許可期間が満了するもので、今回は永久転用ということになっております。</p> <p>次に番号 2 8 番、農地の所在は、大野字中山の第 2 種農地です。</p> <p>登記地目は畑で、面積は 1 筆で、7 8 4 平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、駐車場 1 3 区画及び資材置き場として利用するための申請で、譲渡人が農地転用の手続を行わずに使用していたもので、始末書が提出されております。</p> <p>次に番号 2 9 番、農地の所在は、原字下河末の第 2 種農地です。</p>

登記地目は田で、面積は1筆で、403平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、住宅用地及び駐車場2区画として利用するための申請です。
次に番号30番、農地の所在は、津田字小更の第2種農地です。
登記地目は田で、面積は1筆で、825平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。
次に番号31番、農地の所在は、津田字別府の第2種農地です。
登記地目は田で、面積は1筆で、1,162平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、同じく太陽光発電事業を行うための申請です。
次に番号32番、農地の所在は、同じく津田字別府の第2種農地です。
登記地目は田で、面積は2筆で、1,447平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、同じく太陽光発電事業を行うための申請です。
次に番号35番、農地の所在は、上平良字河野原の第2種農地です。
登記地目は田で、面積は1筆で、224平方メートルの申請です。
関係者は、議案記載のとおりです。
転用理由は、住宅用地及び駐車場1区画として利用するための申請です。
いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。
以上で、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、ただいまご説明をいたしましたことにつきまして、地元地区委員の意見をお伺いいたします。
推進委員の新竹委員。

新竹推進委員

宮島町の推進委員の新竹です。5条の番号1番と2番を続けて説明いたします。2月14日に山田委員、私、事務局3名で現地調査を行いました。場所は、栈橋より東の杉之浦地区というところで、地図は8ページになります。〇〇さんが亡くなられ、子が相続したものです。現地の状況は、家は廃墟となり、その隣が農地で残っているということで、長年、耕作放棄地となっていたと思いますが、この農地を庭敷地として利用するということです。
それともう一方は、既に農地ではなく、整地されていて、フェン

	<p>スで中に入れないようにシャッターのようなものがついています。そこを資材置き場にするということで、始末書が提出されています。1番、2番とも、隣は家屋などがあり、問題はないと思われますので、よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>26番、木浦委員。</p>
10番委員	<p>10番、木浦です。番号26番について説明します。2月19日、河野会長、黒田委員、事務局2名、私の計5名で現地確認を行いました。位置図は、9ページになります。現地は、下水道工事の資材、車両ダンプ等の置き場ということで、平成28年に一時転用の使用貸借で既に許可が出て、利用されています。それに、〇〇さんの家があり、家の前の県道の間も同一地番なのですが、地図の赤い部分のみの一部転用です。この農地は、今も資材置き場として使っており、これからも継続し使用貸借として利用するというので5条の申請が提出されました。隣接農地についても、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>続いて28番、山田委員。</p>
12番委員	<p>12番の山田です。28番について説明いたします。地図は10ページです。この案件は、2月15日に事務局と一緒に現地を確認しております。約3年前に一度、資材置き場として農地転用された案件です。今回、この土地の中心に農地部分残っており、それも含め、改めて駐車場及び資材置き場としての農地転用です。別に周辺に影響などの問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、岡村委員。</p>
岡村推進委員	<p>原地区担当の推進委員の岡村です。番号29番について説明させていただきます。2月19日、沖村農業委員と事務局2名と私の計4名で現地確認を行いました。地図は、10ページをご覧ください。譲渡人の〇〇さんの自宅は、地図の赤いマークの下になります。この一面の農地を、譲受人で娘夫婦が住むための土地を譲渡するという事です。周囲の農地には影響ないと思われますので、ご審議のほどお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>続いて30番、31番、32番、木浦委員。</p>
10番委員	<p>10番、木浦です。2月19日に5名で現地調査を行いました。番号が30、31、32ということで、これは譲受人の会社が同一のため一括で説明します。当日、譲渡人の〇〇さんと譲受人の会社の関係者に現場で立ち会ってもらいました。位置図は、12ページになります。始めに、30番ですが、今回の案件の農地のすぐ上が</p>

既に太陽光発電になっています。

両者立ち会いのもと、転用後の管理のこと、防草シート、柵、草刈りなどについて現場で確認しました。この農地は、少し山の下ということで、隣接地に影響はないと思われま

す。次に31番、これは、高校のすぐ近くの県道側にある農地ですが、これも譲受人、譲渡人が30番の申請者と同一です。この近辺の農地は、比較的いい農地であり、このような農地が転用されるということは、個人的には、惜しいのですが、ただ、譲渡人の年齢や家族の状態を考えますと仕方ないと思います。それから、先ほども言ったように、防草シート、柵などの確認も現場でしています。

最後に32番、譲渡人は、当日来られなかったのですが、31番に隣接して、同じ会社が開発されるということです。この32番の右隣も既に太陽光が設置されています。その下は元沼地で、現在、造成されているものの荒れ地になっています。隣接する農地に被害などの影響はないものと思われま

9番委員

すので、ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

9番の是佐です。35番について説明いたします。〇〇さんは、〇〇さんの子です。地図は13ページです。〇〇さん宅の隣に子供が家を建てられるということです。何の問題もないと思われま

議長

すので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。
それでは、ただいま説明をいただきました件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。
ありませんか。

《委員より異議等なし》

議長

ご意見がないようですので、お諮りをします。
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、議案とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、説明させていただきます。
これにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予制度を受けるための適格者の証明申請で

す。
証明に係るポイントとしまして、被相続人が生前に農業を営んでおったか、それから、相続人自身が継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、適正な農地管理を行うことが認められるかなどがあります。

議案書は13ページ、位置図は14ページになります。

議案の朗読につきましては、省略させていただきます。

番号27番、農地の所在は、佐方字同免で、登記地目は田で、面積は3筆で、848.19平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されており、適格である旨の証明は可能と考えます。

以上で、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いします。

登委員、お願いします。

登推進委員

推進委員の登です。番号27番の説明をいたします。

2月15日、是佐委員と職員2名で現地へ行ってまいりました。地図は14ページです。被相続人は、昨年お亡くなりになりました。相続人は奥さんです。現況は、田になっていますが、以前から家の前の半分から上は、畑として奥さんが野菜などを作っていました。その下側の田ですが、息子さんが、大変お忙しい方で、なかなかお手伝いが難しいなか、農繁期には、いつも息子夫婦は帰ってきて手伝っています。普段の耕作等は、近所の親戚の方がトラクター、田植えなどを手伝っています。以前から近所の親戚の方が手伝っており、これからも耕作を続けることには間違いのないと思われま。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。

ございませんか。

意見がないようですので、お諮りします。

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに決定をいたします。

	<p>それでは続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は14ページ、位置図は15ページ、16ページになります。</p> <p>今月の報告は、平成30年12月11日から平成31年2月12日までに受理した2件です。</p> <p>議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号13番については、顛末書が提出されております。</p> <p>書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑があればお願いをいたします。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は15ページから17ページ、位置図は17ページから22ページです。</p> <p>今月の報告は、平成30年12月11日から平成31年2月12日までに受理した7件です。</p> <p>議案の朗読は、省略させていただきます。</p> <p>番号3番については、過去に転用届け出済みです。</p> <p>いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>報告2号の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いいたします。</p>

議長	<p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>以上で、議事を終わります。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。次回の第4回農業委員会総会は、4月5日（金曜日）午前10時から、廿日市市総合健康福祉センター（あいプラザ）で行います。</p>
----	---

（閉会 午前11時20分）

以上のおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（9番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（10番委員） _____